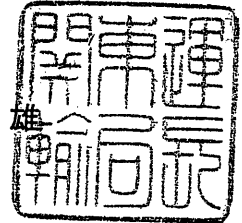




関自旅2第 6638号の3
平成14年1月31日

社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部長 本間 嗣治 殿

関東運輸局長
上 子 道



旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の
規格及び指定事項について

標記について、別添のとおり各陸運支局あて通達したので、了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

公 示

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の
規格及び指定事項について

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備えおく地図の規格及び指定する事項を次のとおり定める。

平成14年1月31日

関東運輸局長 上子 道雄

1. 規格

- (1) 縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。
- (2) 発行年月から2年以上経過していないものであること。

2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界（市町村の境界）
- (2) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (3) 主な交差点の名称
- (4) 空港、旅客船の発着所及びバスターミナル等の位置